

シティズンシップと福祉改革

田
村
哲
樹

序論

第一節 シティズンシップ概念の整理——権利と義務

第二節 福祉国家再編の諸原理とシティズンシップ

(一) 福祉国家再編とシティズンシップへの再注目

(二) 福祉国家再編原理のシティズンシップ論の観点からの類型化

第三節 就労＝義務を超えるシティズンシップの展望

(一) 義務は必要か？

(二) 義務の多様化へ

(三) いかなる福祉が必要か？

結論

福祉国家削減の困難性という、P・ピアソン (Pierson 1994; Pierson ed. 2001) の指摘にもかかわらず、一九九〇年代以降、福祉国家は大規模な再編を迫られてくる。そして、再編を主導する社会政策原理として、「ワークフェア」「アクティベーション」「マーシック・インカム」などの諸原理が提起され、就労と福祉の関係という社会政策上の根本的な問題が問われてくる (西本 2004a; 2004b)。⁽¹⁾ これは、「福祉国家の危機」と言われた一九七〇年代から一九八〇年代以上に、今日においていや、福祉国家および社会政策の存在意義が問われていることを意味していると言つても過言ではない。

重要なことは、このような社会政策原理の再考に、シティズンシップの定義をめぐる問題、すなわち「誰を市民と見なすべきか?」という問題が伴つてゐるところである。確かに、福祉国家は、匿名の「非人称の連帯」を基礎として成立する (齊藤 2004a; 2004b)。⁽²⁾ この限りでは、「誰が市民か?」は問題にならない。しかし、しばしば指摘されるように、その「非人称性」は、「国民」の「男性稼ぎ手」によつて担保されていた。⁽³⁾ このことは、明示的である暗黙的であり、従来の福祉国家も、「誰」についての特定の想定を伴うものであつたということを意味する。それゆえ、福祉国家の改革——「福祉国家の新しい政治」(ピアソン)——という問題は、単に福祉縮小・削減の政治の問題であるだけではなく、そこで想定されていたシティズンシップの再定義をめぐる問題でもある、とふうことになる (Bussemaker 1999: 1)。

本稿では、近年の福祉国家改革の諸原理について、それらが想定するシティズンシップのあり方という観点から考察する。その際、本稿は、次の二つの課題を持つ。前者は、どちらかと言えば経験的であり、後者は、どちらか

と言えば規範的である。

第一に、福祉国家改革の諸原理を、「権利」と「義務」という観点から整理することである。しばしば「市民権」という訳語が用いられてきたことからも窺われるよう、シティズンシップは、「権利」を重要な構成要素とする。しかし、近年の議論では、シティズンシップの「義務」の側面が重要な論点となっている。とりわけ、強調されるのが、「就労の義務」である。しかし、一口に「就労の義務」と言つても、（狭義の）ワークフェアとアクティベーションとは、少なくとも理念的には、その内実は異なつていて。このような諸原理間の差異を明確化することが本稿の第一の課題である。

第二に、シティズンシップの構成要素として「就労の義務」を重視することとの問題点を考察する。「義務」が重要であるとして、その内実を「就労」に特化して把握することは、正当化可能であろうか。本稿において、私は、「義務」の内実として就労を重視するシティズンシップの問題点を指摘し、代替策として、シティズンシップにおける無償ケア労働および（アクティブな）「政治的シティズンシップ」の意義を主張し、それらを促進し得る福祉の方を考察する。

この二つの課題に取り組むべく、以下では、次のような順序で考察を行う。まず、シティズンシップ論について、とりわけ権利と義務という観点から概念整理を行う（第一節）。次に、福祉国家改革の諸原理を、それらが想定するシティズンシップ像という観点から特徴づけ、類型化することを試みる。具体的には、「ワークフェア」「アクティベーション」「ベースック・インカム」という三つの改革原理の区別を踏まえ、それらが想定するシティズンシップの異同を確認する。（第二節）。最後に、義務を就労に特化して把握することの問題点を考察し、代替的なシティズンシップの可能性について考察する（第三節）。

なお、本稿は、実際の各国の改革を具体的にフォローするものではなく、理論的なレベルでの考察となる。したがって、本稿の叙述は、特定の国家・地域の実態を直接に反映しているわけではない。

第一節 シティズンシップ概念の整理——権利と義務

シティズンシップは多義的な概念であり、本稿の目的に照らした若干の概念整理が必要である。⁽²⁾ 政治理論におけるシティズンシップ論の展開は、大別すると、シティズンシップを権利中心的に把握する潮流と義務中心的に把握する潮流とに区別する」)ことがである(Heater 1999=2002; Lister 2003)。

もちろん、シティズンシップについての議論の中で、権利と義務のいずれか一方のみが論じられている」とは稀である。例えば、通常「権利」の理論家として言及される場合が多いT・H・マーシャルではえ、「権利を擁護する際にシティズンシップに訴えるならば、その権利に対応するかたちでシティズンシップが含んでいるところの義務も無視する」とはできない(Marshall and Bottomore 1992: 41=1993: 89)と述べて、シティズンシップにおける義務の問題を考慮に入れている。その意味で、「シティズンシップは、一方の個人的な資格付与という理念、他方の特定のコミュニティへの結びつきという理念の両方に密接に結びついてる」というW・キムリツカとW・ノーマン(Kymlicka and Norman 1995: 283)の指摘は正しい。

しかしながら、実際のシティズンシップ論の中では、権利中心的な見解と義務中心的な見解とが存在し、かつ、「」の点を理解しないがために、自らの権利中心的な見解をもつて他者の義務中心的な見解を批判すること(あるいはその逆のパターン)が生じがちである(cf. Kymlicka and Norman 1995: 285)。また、次節で詳述するように、今日

の就労と福祉をめぐる改革原理においても、権利と義務についての見解の相違が改革諸原理間の相違を導く重要な要因の一つとなつてゐると考えられる。本稿で、シティズンシップ論を、権利中心的見解と義務中心的見解とに区別する所以である。

シティズンシップの権利中心的見解は、個人主義的な人間観・社会観を基礎としている。マーシャル (Marshall and Bottomore 1992=1993) の市民的権利、政治的権利、社会的権利という三段階のシティズンシップ論は、権利中心的見解の代表である。もちろん、これらの権利は、歴史の発展過程とともに半ば自動的に保障されるものではなく、権利をめぐる紛争の中で獲得されたものである (cf. Turner 1993)。ただし、マーシャルの見解では、公的生活への何らかの参加の義務は強調されず、法的な権利付与の側面が強調される傾向があり、しばしば「消極的」シティズンシップあるいは「私的」シティズンシップと呼ばれる (Kymlicka and Norman 1995: 287)。また、この点とも関連するが、マーシャルにおいては、自己利益を追求する個人像が念頭に置かれており、それゆえ、「消費者」としての個人という個人像に親和的な性格を有していると言われている。

これに対して、シティズンシップの義務中心的見解は、集合主義的な人間観・社会観を基礎としている。⁽³⁾この見解では、公共の（共通の）事柄への関与こそが、人々のあるべき姿として指定される。しばしば、義務とともに、市民的徳性 (civic virtue)、公共精神、責任などの倫理規範が主張されるのは、そのためである。

本稿において重要なことは、この見解において主たる「義務」と見なされる活動内容は一義的ではない、という点である。すなわち、市民の義務の主たる内実が、政治参加と見なされることがあれば（古代ギリシャ）、国防と見なされることがある（古代ギリシャ、マキヤヴェリ、ルソーなど）。最近のワークフェア改革では、就労が主たる義務として指定される。（Mead 1986）。後述するように、いののような義務の多義性は、ワークフェア的あるいはアク

ティベーション的なシティズンシップ概念を乗り越える際の一つの手がかりとなり得る。

論

第一節 福祉国家再編の諸原理とシティズンシップ

(1) 福祉国家再編とシティズンシップへの再注目

本節では、第一節における権利と義務の観点からのシティズンシップの概念整理を踏まえて、近年の福祉国家再編の改革原理において、いかなるシティズンシップ像が想定されていると言えるのかを明らかにする。

序論で述べたように、一九九〇年代以降、各國で福祉国家再編の動きが本格化している。それに伴い、社会政策の理念もまた研究の対象となつてきている。⁽⁴⁾例えば、宮本太郎は、近年の福祉国家再編の諸原理として、「ワーカーフェア (workfare)」「アクティベーション (activation)」「ベース・インカム (basic income)」とふう三つの類型を挙げている(宮本 2004b)。「いかなる福祉か?」が問題となる時代においては、社会政策研究においても、価値理念という規範的な次元が研究対象となるのである(武川 2004: 70-71)。

「いかなる福祉か」とは、このような福祉国家再編の動向は、シティズンシップ論の動向にも大きな影響を及ぼしているという点である。すなわち、福祉国家再編とは、福祉国家そのものだけではなく、シティズンシップの定義への挑戦をも意味しているのである(Bussemaker 1999)。

とりわけ、重要なのは、「義務」を強調する議論のインパクトである(Fitzpatrick 2001; Janoski 1998: chap. 3)。一九八〇年代の新保守主義は、福祉国家における権利中心的なシティズンシップが、人々、とりわけ貧困層から自立の

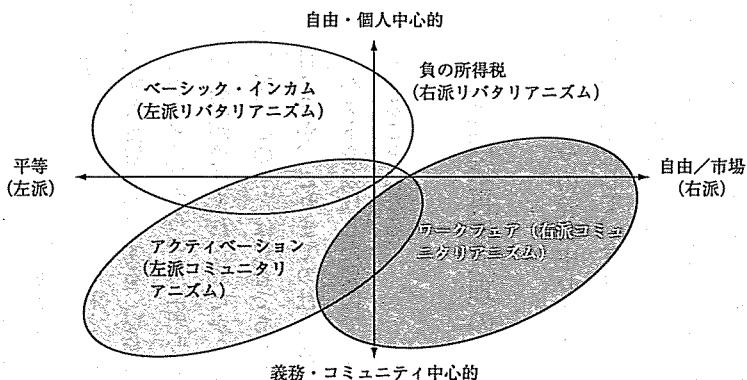
機会を奪い、彼ら／彼女らを一層の依存状態に追いやると主張した。それゆえ、新保守主義の論者たちは、シティズンシップの社会的権利を批判し、代わりに就労する義務を強調したのである (Mead 1986)。⁴⁰ ただし、この新保守主義の側からの、権利としてのシティズンシップ批判を受けて、左派の側でも、社会的権利を見直し、義務を重視する見解が登場する。なぜなら、左派の側でも、既存の福祉国家の諸制度が人々に消極性と依存、そして「シティズンシップからの自己中心的な退却 (privatist retreat)」(Habermas 1995: 269) をめざしているという新保守主義の見解が受け入れられたからである。⁴¹ ふつわけ、「第三の道」あるいは「新しい社会民主主義」と呼ばれる潮流において、このことは顕著であった。B・ホーフマンとR・リストナーによれば、左派の側におけるこのような義務への注目こそが、これまでの社会的権利中心のパラダイムから、市民の義務と責任の言説へのパラダイム変化に大きなインパクトを及ぼした要因である (Hobson and Lister 2002: 31f)⁴²。したがって、本稿でも、この左派の見解を詳しく検証するに至る。

(1) 福祉国家再編原理のシティズンシップ論の観点からの類型化

シティズンシップの義務中心的見解のインパクトを踏まえつつ、さらに「平等」（左派）と「自由／市場」（右派）との軸を設定して、今日の福祉国家再編の諸原理の配置状況を整理してみたのが図である。

この図での各政策原理の配置は、フィツッパトリック (Fitzpatrick 2001) だけでなく、縦軸を就労連関の強弱に置き換えるば、宮本（武川・宮本・小沢 2004）の図ともほぼ重なる。このことは、近年の福祉改革が、いかに就労＝義務と云々等式に基いて展開しているか、ふつわに示してくる。

福祉国家再編の諸原理とシティズンシップ



出所：Fitzpatrick [2001: 66]の図を基に筆者作成

なお、この図は、あくまでも理念型であることに注意されたい。したがって、特定の国家が図中の諸原理のどれか一つに基づいた福祉政策を行つてることを示すものではない。実際、各国の社会政策の中でも、例えばアクティベーション的な政策とワーカフェア的な政策とが同居している場合がある。ワーカフェアの典型とされることの多いアメリカにおいても、就労支援的な政策が存在する一方、アクティベーションの典型と見なされがちなスウェーデンにおいても就労忌避への懲罰的要素を持つた政策も存在する（宮本 2004b；武川・宮本・小沢 2004: 5）。以下で、それぞれの再編原理とシティズンシップとの関係について、説明する。

①ベーシック・インカム（左派リバタリアニズム）のシティズンシップ⁽⁷⁾

ベーシック・インカムとは、就労の有無、婚姻の有無、財産の有無、社会的属性等を問わず、全ての個人に対して一律の最低限所得保障を行おうという構想である（小沢 2004；田村 2004）。給付の無条件性を特徴とするこの構想においては、当然、その受

給資格において義務が指定されることはない。実際、ベーシック・インカムの提唱者たちは、「しばしば」の構想を、「いかなるものであれ、各人の善き生活についての構想の実現を追及するための「真の自由の配分」」の保障（Van Parijs 2006: 15-16）や「自律」の実現（Goodin 2001）などによって正当化する。また、ベーシック・インカムの提唱者たちは、平等主義的再配分へのコミットメントを有する。⁽⁸⁾したがって、ベーシック・インカムのシティズンシップを、個人・権利中心のかつ平等志向として特徴づけることができる。

もちろん、このシティズンシップにおいて、人々に集合的な活動への関与が期待されていないわけではない。確かに、一方で、ベーシック・インカムは「怠け者（lazy）」である自由と「働き者（crazy）」である自由とを、等しく保障する側面を持つ。⁽⁹⁾しかし、他方で、ベーシック・インカムの提唱者の中には、この制度が実現することによって、より多くの人々が有償労働・就労以外の活動を行うようになることを期待・想定している者も多い。⁽¹⁰⁾したがって、ベーシック・インカムのシティズンシップは、集合的活動への関与を含む場合もあると考えられる。ただし、それを「義務」として構成することはないであろう。

最後に、義務全般をシティズンシップの要件に含めない以上、ベーシック・インカムのシティズンシップにおいては、義務としての就労も否定される。⁽¹¹⁾

②負の所得税（右派リバタリアニズム）のシティズンシップ

ここで「右派リバタリアニズム」と呼ぶのは、福祉国家の再編にあたって、何よりも経済の自由化を重視する潮流のことである。右派リバタリアニズムにおいては、国家介入を最小化し、個人や企業の自由な経済活動を促進すれば、それらのアクターの関係は市場によって調整され、経済の効率性と社会の安定性が確保されると考えられる

(cf. Fitzpatrick 1999: 75=2005: 89)。また、この潮流においては、国家の役割を最小化するこのによって、諸個人の権利が保障されると主張されるが、その権利の内容は主に生命や私有財産などである（伊藤 1995: 117ff）。本稿では、こののような右派リバタリアニズムの市民像を、暫定的に、権利優位、ただし経済的な自由権中心のそれ、として理解しておきたい。

したがって、右派リバタリアニズムにおいては、場合によつては、シティズンシップから社会的権利を除外すべきとの見解も存在する。そのような中で、「負の所得税」は、この潮流の観点からも正当化可能な社会政策として支えられてきた（Fitzpatrick 1999: chap. 5=2005: 第五章；小沢 2002: 121ff）。

右派リバタリアニズムは、しばしば、市場以外の社会空間における社会的・道徳的義務の主張と併せて主張される。一九八〇年代の新保守主義においても、この傾向は顕著であった。しかし、本稿では、右派リバタリアニズムを、その比較的「純粹な」形態において把握している。それは、右派リバタリアニズムと後述のワークフェア（右派コミュニタリアニズム）との差異を把握するためである。この点に関して参考になるのは、フィッツパトリックの指摘である。彼は、「市場的な自己利益とコミュニティの利他性との不安定な同盟は、リバタリアニズムと権威主義との妥協の産物である」と述べている。実際の政治においては、市場参加を望まない人々や市場への長期滞在を望まない人々が存在するため、単に人々を市場に導くだけではなく、「積極的で、強制的でさえあるようなアプローチ」が必要と見なされるようになつた。その結果、市場だけでなく、社会的義務が強調されるようになつたのである（Fitzpatrick 1999: 78, 82=2005: 92, 96）。やれゆえ、フィッツパトリックによれば、右派の中では、現在、負の所得税への支持はそれほど高くはない^[12]。

シティズンシップと福祉改革（田村）

③ワークフェア（右派コミニタリアニズム）のシティズンシップ

本稿におけるワークフェアとは、就労を福祉の条件とする原理のことをいう。ワークフェアにおいては、とりわけ、失業保険や公的扶助の給付において就労義務が強調される（宮本 2004a）。また、社会的排除の解消よりも、福祉依存（という諸個人の選択）の一掃が重視される（宮本 2004a: 220; cf. Lødemel and Trickey 2001: 15ff）。L. M. ミード（Mead 1986）によれば、福祉国家の主たる問題点は、その「規模」ではなく、「寛大さ」にある。福祉国家は、福祉受給者にその給付の見返りにどのような役割を果たすべきかについて、ほとんど要求してこなかった。とりわけ、福祉国家は、就労可能な受給者が扶助に対する見返りとして就労するのを真剣に要求してこなかつた。このような「寛大さ」に対して、彼は、受給者が果たすべき義務の重要性を強調すると同時に、懲罰的な仕組みがなければ、人々がこの義務を実際に果たすことは困難であると主張する。

このようなワークフェアの主張においては、市民は「義務の担い手（duty bearer）」である。コミニティから受け取る権利ではなく、コミニティへの貢献＝義務を果たす市民像が強調される。とりわけ、ワークフェアで問題視されるのが福祉依存者たちであるため、就労の義務が強調されることになる。

④アクティベーション（左派コミニタリアニズム）のシティズンシップ

アクティベーションとは、人々の就労を支援する社会政策およびその原理を指す（宮本 2004b）。福祉と就労の連関を維持し、就労の倫理を尊重する点で、この政策原理は先述のワークフェアと共通する（宮本 2004a）。しかし、ワークフェアが就労忌避に対する懲罰的な性格を有するのに対して、アクティベーションは「福祉を就労のいわば報酬とする仕組みではあるが、懲罰性は欠いてる」と述べる（宮本 2004c: 33）。具体的な政策の例として、公的な

職業教育プログラムの充実、諸個人の事情を十分に考慮した職業紹介等のサービス、あるいは従前の所得水準と密接にリンクした社会保障システムなどを挙げることができる（宮本 2004a, 2004b, 2004c; Andersen 2003: 8）。この用語を用いることで、北欧諸国で追求される社会政策と、アメリカなどの社会政策との差異を明確化することができる」と考えられてる（Miyamoto 2003: 5）。

アクティベーションにおけるシティズンシップをどのように考えるかは、なかなか難しい問題である。この困難の原因は、少なくとも部分的には、この概念が当該国家の社会政策の総体的なパッケージ（なしレジーム）を特徴づけるための用語なのか、それともあくまで個別の政策の特徴づけのための用語なのかが、現時点では判然としてない点に求められるようと思われる。例えば、宮本太郎の最近の研究は、デンマークやスウェーデンなどの社会政策を、パッケージとして、アクティベーションとして特徴づけようとした試みと思われる。しかし、これらの諸国においても、一九九〇年代以降、個別的には懲罰的な政策も採用されていることは、彼自身も認めるところである（宮本 2004a: 223-224）。J.-G. アンデルセンも、一九九三年以後のデンマークの福祉改革において、ワークフェア的要素がより明示的になつてゐることを認めてる（Andersen 2003: 8f; see also Rosdahl and Weise 2001）。

とはいっても、シティズンシップ像におけるアクティベーションの両義性——より積極的にはワークフェアおよびベーシック・インカムとの差異——をめたらしくて、しかも得る。すなわち、アクティベーションのシティズンシップは、権利と義務の両方を主張するのである。

まず、権利は、アクティベーションにおいても、重要な構成要素である。その理由として、次の三点を挙げる事ができる。第一に、主としてアクティベーションの政策が実施されてるとされる北欧諸国は、周知のようじ、最も普遍主義的な福祉国家を実現してきた諸国である。エスピノーアンデルセンは、北欧の社会民主主義レジーム

において最も「脱商品化」の程度が高いと主張したが、この脱商品化は就労から離れても社会的「権利」が保障される度合いを測るためのものであった (Esping-Andersen 1990=2001)。

第一に、アクティベーションの柱である就労支援は、その理念としては、単なる就労の強制ではなく、権利としての就労を保障しようとする側面を有すると考えられる。ただし、この場合の権利とは、人々の現状 (status quo) の保障という意味ではない。そうだとすれば、「アクティブ」の意味が不鮮明となる。そうではなく、アクティベーションにおいては、諸個人は、潜在的には生産的な能力を有しており、それを十全に發揮することが期待されているのである。おれに「人的資本への投資」 (Giddens 1998: 117=1999: 196; Dean 2004: 192) である。これが「権利」の側面を有する」とは、A・センの「ケイパビリティ」の概念を経由する(?)ことによる。よく理解できる。センによれば、各人に自由を平等に保障するためには、単に資源や基本財の所有が平等化されでいるだけでは不十分である。なぜなら、「資源や基本財を自由へと『変換する』能力には、個人間で差があるからである」 (Sen 1992: 33=1999: 49)。すなわち、資源や基本財だけでは、人々が「できる」と「できる」と「なれる」と「なれる」と――、これをセンは「機能」と呼ぶ――において、どの程度平等に自由を享受できるかを把握する(?)ことはできない (Sen 1992: 37-38=1999: 54)。したがって、重要なのは、「機能」の組み合わせとしての「ケイパビリティ」が各人にどの程度平等に保障されているか、換言すれば「できる」と「なれる」との選択肢がどれほど等しく保障されてくるか、ということである。もちろん、セン自身は、就労という「機能」にのみ焦点を絞っているわけではなく、かつそもそも「就労」が機能のリストに含まれ得るのかどうかという問題もある。¹⁵しかし、仮に就労が機能のリストに含まれるとすれば、アクティベーションは、就労支援を通じて各人の就労という機能の実現、およびその結果としてのケイパビリティの拡大を図ることに資する」とになる。

第三に、アクティベーションにおいては、人々に単に就労を義務的に課すだけではなく、政府の側が就労実現のための条件整備に積極的に取り組むことが想定されている。宮本は、アクティベーションを採用する諸国の政府支出の水準はワーカフェアの諸国よりも高く、かつ、育児・介護関連の社会福祉サービスも充実していると述べている（宮本 2004b: 24f; 武川・宮本・小沢 2004: 6）。また、A・ガットマンとD・トンプソンは、彼女たちの提案する「公正なワーカフェア」のための条件として、①児童支援の保障、②十分な労働賃金水準の保障、③十分な賃金を得るためのやめる雇用先の確保、の三点を挙げているが（Gutmann and Thompson 1996: 294-300）、これらもアクティベーション的な提案と語れるであら。

他方、アクティベーションのシティインシップにおいては、義務も重視される。「第二の道の政治は、個人とコミュニティとの間の新しい関係を、すなわち権利と義務の再定義を探求する」（cf. A・ギデンズの主張は、「この点を最も端的に表現してくる（Giddens 1998: 65=1999: 116））。S・ホワイトは、この権利と義務の関係を「福祉契約主義」と表現する。国家によって保障される諸権利を享受する条件として、市民は「主として労働に關係づけられる」ある種の「責任」を担わなければならぬ（White 2003: 12）。

ハーバード「責任」とは、コミュニティへの責任を指してくる。アクティベーションにおいては、市民は、単に個人として「自立」した人間である」と求められるのではなく、正当な福祉給付の見返りとして、自分の所属するコミュニティに対してもぐくべき生産的な貢献を行う義務を有するのである（cf. White 2003: 18）。「新しい社会民主主義」の唱説において、しばしば「ナリタリアニズムの政治哲学が援用される」といふは（畠本 2004; 菊池 2004; 近藤 2001; White 2003）、「アクティベーション」が「ナリティに對して責任を負う市民像を想定している」と意味していふ。

かくして、アクティベーションにおいては、就労によって自らの未来を切り開く能動的な市民像が想定されている。それは、単に就労を強制されるのではなく、自發的・能動的に就労を選び取り、そのことによってコミュニティの秩序形成および経済発展に貢献するような市民である。次のようなT・フィツツ・パトリックの叙述は、「J」のようなアクティベーションにおけるシティズンシップ像をよく表現したものと言えるだ。

「シティズンシップとは、私たちが単に存在する」とじよって社会の構成員であるような消極的な地位の「J」ではない。それは、諸個人が自らの才能を自分自身のためにだけでなく、全員の究極的な便益のためにも活用する「アクティブな」貢献の形態である。（Fitzpatrick 2003: 46）

第三節 就労＝義務を超えるハーディーズ・ハーハップの展開

前節で見たように、今日のシティズンシップ論に大きな影響を及ぼしているのは、義務中心的見解である。そして、その義務の中では、就労が最も重要な義務として指定される点に大きな特徴がある（Morgan and Lister 2002: 32）。

したがって、「J」のシティズンシップを評価するにあたっては、二つの論点を挙げる「J」ができる。第一に、シティズンシップにおいて義務を重視することの妥当性である。第一に、義務の中で就労を重視することの妥当性である。以下で、私は、前者についてはその妥当性を支持するが、後者についてはこれを批判し、代替的なシティズンシップの構想を提示する。

(一) 義務は必要か?

シティズンシップ論において義務の側面が重視されるいとの妥当性をどのように評価すればよいだらうか。最も徹底的なりバタリアニズム（場合によつてはアナキズムに至る）に立脚すれば、義務の概念を除去または極小化したシティズンシップを構想可能かもしけない。あるいは、義務を課すことは、それを果たさない／果たせない人々に対する妬み、不満、ルサンチマンを煽り、結果的に、人びとの相互関係を悪化させることになるかもしけない⁽¹⁷⁾。さらに、義務の強調は、コミュニティへの動員を通じた人々の新たな支配／管理をもたらすかもしけない⁽¹⁸⁾。

しかしながら、本稿において、私は、シティズンシップに義務の側面が存在することを、ひとまず承認する立場を探る。

その理由として、次の二点を挙げるゝとができる。第一に、マーシャル自身がそうであつたように、シティズンシップの議論の中で、義務の側面を完全に否定する議論はむしろ稀である、といつゝとである。いのよつて述べると、やや消極的な理由づけと感じられるかもしけない。しかし、いのいとは、人間について考察しようとするれば義務にたゞり着かざるを得ない、といふことを意味してゐるのかもしけない。実際、倫理学者のC・ロースガードは、次のように述べてゐる。

「人間であるといひ」とは、われわれ自身の自然本性とは異なつた、そして、われわれの自然本性より高いと思われる基準に照らして自分を測るといふことなのだ。それは、その基準に恥じない生き方をしようと努める義務があると感じぬいゝであり、そのような義務があるという感覚を行為の動機とするといふべきである。」
(ロースガード 2005: vii)。

第二に、「義務を受け入れる」ということは、個人主義的な人間像から離れて、自己を他者との関係性の中に積極的に位置づけることであるとも考えられる (cf. Bussemaker and Voet 1998: 297)。例えば、育児を義務として引き受けること——「ケアの倫理」——や人々の共通の事柄としての政治に関与すること——「市民的徳性」——などが、これに相当する。私は、これらの「義務」を考慮に入れる、ことによって、シティズンシップの概念を、アクティベーションあるいはワークフェアにおけるそれを乗り越えて発展させることができると考えている。

(1) 義務の多様化へ

フィッツパトリックは、具体的にはイギリスの「新しい社会民主主義」としてのニュー・レイバーを念頭に置いて、就労の義務を中心とする互恵性の構想を批判している。ただし、だからといって彼は、互恵性を弱める立場、つまり「強い平等と弱い互恵性」の立場を採らない。むしろ、彼が提唱するのは、「強い平等と『多様な』互恵性 (*diverse reciprocity*)」(Fitzpatrick 2003: 42) である。「多様な」の用語で彼が示唆している^[4]との中では、本稿にとつて重要なものをまとめると次のようになる。

第一に、互恵性を個人レベルでのみ考えることは適切ではない、あるいは少なくとも部分的である。ニュー・レイバーなどの新しい社会民主主義の言説においては、福祉への権利とその見返りとして責任を果たすことが「契約」として語られる（「福祉契約主義」）。これは確かに互恵性の一つの形態であるが、しかしあくまで「特殊な」形態である。個人レベルで考えることをやめれば、「義務を伴わない権利」「権利を伴わない義務」というものも存在することが明らかになる。例えば、現在の私たちが将来世代への義務を果たすことは将来世代の権利保障と直結しない。将来世代が自らの資源やエネルギー享受の権利を要求しなくとも、私たちは（一方的に）資源維持の義務を

「果たす」とがやきぬし、やぐれどある (Fitzpatrick 2003: 136-137)³⁵。第一に、義務の内容を就労・労働市場中心的に考える」とは、他の社会活動の諸形態の価値を低下せしむる（ハ）の点はフューリズムのところ後述する）。それゆえ、「就業をシティズンシップの中心的標章と見なすべきではない」 (Fitzpatrick 2003: 50)。第二に、権利は社会生活における無条件の基礎として承認されなければならない。恐らくは「新しい社会民主主義」の意図に反して、権利と義務を「契約」の観点から考えることは、権利の不可侵性を脅かし、結果として、個人への介入を歯止めなきものとするであろう。

以上を要約すれば、「義務の多様化」のためには、①就労以外の活動の義務化、②義務との交換関係に還元されない権利の保障、が重要となることになる。以下では、①については無償ケア労働の評価、②については「アクティブな」政治的シティズンシップの構想（ただし、「権利」と書いたりしてよいかどうかについては、なお検討を要する）、を取り上げその可能性を考察する。

①無償ケア労働の義務⁽²⁾

近年のフューリズムのシティズンシップ論においては、社会的シティズンシップを、政治や経済などの「公的領域」だけでなく、家族という「私的領域」に関する問題を扱うものに拡大するとの重要性が唱えられている。この点に関して、B・ホブソンとR・リスターは、明確に次のように述べている。

「ケアの責任の観点からシティズンシップを定義する」とは、シティズンシップの義務についての支配的な言説を支えている有償労働としての労働という狭い定義に挑戦するものである」 (Hobson and Lister 2002: 35)

「ケアの責任」が注目されるようになった文脈としては、もちろん、C・ギリガーン以来の「ケアの倫理」の発見といふことがある。しかし、それだけではない。一九九〇年代後半以降のヒューマニスムの社会政策研究においては、歐米における社会政策の想定する人間・家族像が、ワークフェアあるいはアクティビーナムへの原理を採用するに至るにつれて、従来の「男性稼働手」から男女の別を問わなく「成年市民労働者（adult citizen worker）」へと変化した、ところが認識が広まってきた（Hobson, Lewis and Siim 2002; Lewis 2001）。その結果、確かに女性の有償労働への就業率は増加した。しかし、無償ケア労働の男女間での配分には変化が見られない。「いまがい、「男性の家庭内労働への貢献の欠如」（Lewis 2002: 137）、「無償ケア労働のジェンダー化された分業」（Hobson, Lewis, and Siim eds. 2002）という問題への関心が高まっているのである。

「有償労働としての労働とふく狭い定義」に挑戦し、「ケアの責任」の観点からシティズンシップを定義するといふは、「男性の家庭内労働への貢献の欠如」「無償ケア労働のジェンダー化された分業」の克服を意味する。それは、「男性＝労働者、女性＝ケア提供者」という「男性稼働手」モデルでも、「成年市民労働者」モデルでもないシティズンシップのあり方を構想する」とである。それは、男女ともに、有償労働だけでなく、無償労働にも従事するハントを求めるシティズンシップである。リスターは、これを「ジョンナー型概念的なシティズンシップ（gender inclusive citizenship）」あるいは「市民一樣手／ケア担当手（citizen - the earner/carer）」と呼んでいる（Lister 2003: 200）。これは、E・フレイザーの訳す「普遍的ケア提供者モデル（universal care give model）」（Fraser 1997=2003）の翻案等にしてある。

② 「アクティブな」政治的シティズンシップの必要性

「シティズンシップとナショナル・アイデンティティ」と題する論文において、J・ハーバーマスは、マーシャルの市民的シティズンシップ、政治的シティズンシップ、および社会的シティズンシップの関係について、まず、次のように述べている。

「自由という消極的な権利や、参加という社会的または積極的権利は、パターナリスティックな権威によって付与される」ともあり得る。したがって、原理的には、法の支配と福祉国家は、それに付随するデモクラシーの存在がなくとも存在し得るのである。」(Habermas 1995: 268)

これだけであれば、政治的シティズンシップがなくとも、市民的シティズンシップおよび社会的シティズンシップの実現は（理論的には）可能なのだ、という主張にも読める。しかし、もちろんハーバーマスの趣旨は、そうではない。そのことは、彼の次のような指摘を見ればわかる。

「意見・意思形成の制度化された過程と公的なコミュニケーションのインフォーマルなネットワークとの相互作用が発生する場合にのみ、今日のシティズンシップは、前政治的な個人的利益の集計およびパターナリストイックな国家の権威によって個人に付与された権利の消極的な享受以上のものを意味するのである。」(Habermas 1995: 270)

シティズンシップと福祉改革（田村）

「意見・意思形成の制度化された過程」とは、主に議会を中心とした制度的な政治の場を、「公的なコミュニケーション」のインフォーマルなネットワーク」とは、主に公共圏・市民社会（のアンシェーンジョン）における人々の自由な意見交換の場を、それぞれ指す。ハーバーマスは、前者はもちろんのこと、後者の活動も含めて政治的シティズンシップを考えている。そして、このような意味での政治的シティズンシップの存在によってこそ、シティズンシップは、市民的シティズンシップ（「前政治的な個人的利益の集計」）と社会的シティズンシップ（「パトーナリステイックな国家の権威によって付与された権利の消極的な享受」）以上のものになると云うのである。

ここで重要なことは、ハーバーマスが政治的シティズンシップを単なる選挙権以上のものとして考えているといふ点である。マーシャルの政治的シティズンシップは、選挙権に限定される傾向があった（Marshall and Botmore 1992: 12-13=1993: 15）。その意味で、彼の議論には、「市民についての非常に消極的な考え方」（Delanty 2000: 19=2004: 38）が存在してゐる。しかし、このような消極的な政治的シティズンシップは、不十分なものである。投票権は、場合によつては單なる「個人的利益の集計」である可能性も否定できない。その場合、政治的シティズンシップと市民的シティズンシップとの差異は不鮮明なものとなる。これに対して、ハーバーマスは、政治的シティズンシップが政治的シティズンシップである所以を強調しようとしたと考へられる。

このような政治的シティズンシップの独自性・重要性についての主張は、とりわけ「ラディカル・デモクラシー」を主張する論者たちに共有されているようと思われる。G・デランティの次のような主張は、この点をよく表現するものである。

「本書のテーマとの関連で重要な点は、権利の問題は参加の問題を無視して論じる」とができないこと云々」と

である。別語あれば、シティズンシップにはアクティブな側面があふるべしである。」(Delanty 2000: 19=2004: 39)（傍点による強調は原文イタリック）

「…シティズンシップは、国家の中でも脱政治化された市民社会の中でもなく、集合行為の中に位置づけられなければならぬ。」(Delanty 2000: 46=2004: 92)（傍点による強調は引用者）

「集合行為」としてアーツティが重視するのは、市民社会における「新しい社会運動」である。ハーバーマスとは、着田の力点が異なるとは云々、市民社会の行為者の行動までも含めて政治的シティズンシップとして把握しようとしている点において、両者は共通している。

それにしても、なぜいのよべんな政治的シティズンシップが重要なのであるか。いくつかの回答が可能であるが、本稿では、現代社会がそもそも安定的な共同性やシティズンシップの資格要件の範囲を与えてきない社会となりつつあることに注目したい。既に述べたとおり一九六〇年代以降、「男性白人組織労働者の国民」を想定したシティズンシップのあり方は、様々な批判を受けてきた。本稿で言及したフェミニズムによる問題提起はその一つである。近年では、シティズンシップ国民主権国家との結びつきも、ますます疑問にされるものである(Habermas 1995; 國野 2003; 武川 2000; Turner 2001; 山森 2004; 山崎 2005)。かくして、「誰が市民か?」「何がシティズンシップの要件か?」となるハシトシティズンシップの境界線は自明ではなく、シティズンシップの境界線をめぐる紛争が展開するといとなる。(山崎 2005)

このよべな状況で必要なのは、シティズンシップそのものを定義する能力であり、その試みである。かくして、(選挙権に限定されなど)「アクティブな」政治的シティズンシップが要請されるといになる。人々に能動性を求

める以上、このシティズンシップもまた、ワーカーフェアやアクティベーションにおける能動性の要請と同様、「動員」と「能動的たらざる者」の排除の危険性を有している。しかし、アクティブな政治的シティズンシップを通じてのみ、既存のシティズンシップのデメリットをも指摘し、それを改善することもできるのである。これは、政治的シティズンシップそのものにも当てはまる。その意味で、アクティブな政治的シティズンシップの「能動性」は、「能動性」そのものをも問い合わせ得るメタ能動性と言うことができるかもしれない。

それゆえ、アクティブな政治的シティズンシップを、通常の意味での「義務」として把握することは難しい。それは、コミュニティ内部での政治とは限らないからである。その能動性は、むしろ、コミュニティそのものを問いつぶすことも繋がり得る。かといって、それを、もっぱら権利として理解することも適切とは言えない。このシティズンシップは、単なる地位・資格とは言えないからである。この点については、さらに検討が必要である。

(二) いかなる福祉が必要か？

最後に、「多様な互恵性」と福祉の関係をどのようなものとして考えるべきか、という問題を考察する。二つの方向性が考えられる。一つは福祉の政治化・民主化であり、もう一つは本節(一)で述べた「多様な互恵性」を支えることのできる福祉の構想である。

まず第一の福祉の政治化・民主化についてである。この点については、さしあたり、本節(二)で取り上げたハーバーマスの指摘が手がかりとなる。彼は、福祉（社会的シティズンシップ）そのものはパートナリスティックにも存在し得ると指摘し、それを回避するために政治的シティズンシップの重要性を説いた。これは、ハーバーマス自

身もかつて『新しい不透明性』(Habermas 1985=1995)で指摘した、福祉国家による市民の従属化の問題である。この課題は、社会的シティズンシップと政治的シティズンシップとの分離を解消し、福祉バーナリズムを回避する」とである。」の観点から興味深いのは、フィッツパトリックによる「熟議福祉 (deliberative welfare)」の提案である。「」で詳述する」ことはできないが、それは、何が「福祉 (well-being)」(生の基本的なニーズの実現)かの構想をめぐりて、既存の構想にほどまいかず、熟議民主主義を通じて探求し続ける」とある。「福祉は、物 (thing) ではなく、状態 (condition) ではなく、ニーズの充足でさえもない。それは、「熟議を通じた」パフォーマティブな生成物 (becoming)」である」(Fitzpatrick 2003: 183)。フィッツパトリックは、就業のための教育よりも、」のような熟議福祉に従事できるような「熟議的市民」の育成こそが、重要な課題であるとも述べている。

次に第一の「多様な互恵性」を支える」とのできる福祉についてである。無償ケア活動に関しては、「男性を父親にする (making men into fathers)」(Hobson ed. 2002)ための政策が必要である(田村 2006b)。男性の育児休業取得や離婚後の親権の問題などが具体的な課題となる。ただし、とりわけ前者については、「パパ・クオータ」のようなインセンティヴ型の政策ならばともかく、「義務」化を実現するためには諸困難が予想される。

また、アクティブな政治的シティズンシップについては、少なくとも理論的には、それが福祉に支えられるべき局面も必要であると考えられる。J・ウォルドロンは、マーシャルのシティズンシップ論を規範理論的に再解釈して、次のように述べている。

「私たちは福祉をシティズンシップと結びつける『べき』である。もしそうしなければ、私たちのシティズンシップの構想は、著しく脆弱化するであろう。」の説明では、シティズンシップは、福祉の供給を『必要とす

る』のである。すなわち、福祉がなければ、私たちはシティズンシップの適切な観念を持つことができないのである」(Waldron 1993: 279-280)。

実際、古代ギリシャに典型的で、かつ多くの政治思想家たちが構想したように、市民が政治に従事するためには経済的な必要性から一定程度解放されていることが必要であった。アクティブな政治的シティズンシップについても、同様のことが当てはまり得る。少なくとも、それを支援する福祉が存在する場合の方が、そうでない場合よりも、実現の蓋然性が高まると言えるであろう。

この観点から見た場合、ベーシック・インカムの無条件性がメリットとなる可能性がある。もちろん、ベーシック・インカムの給付が直ちに有償労働以外の「有用な活動」への従事を促進するという保障は存在しない(田村2004a)。繰り返すようだが、ベーシック・インカムは、「怠け者」として暮らす自由をも保障するのである。しかし、ワークエアやアクトイベーションにおける就業促進も、就業以外の活動に従事する時間を減少させることで、政治的シティズンシップの育成を妨げる可能性がある。実際、一九六〇年代以降の多様な社会運動・市民活動の担い手の多くは、有償労働に従事しない人々であった。かつて、篠原一は専業主婦こそが「全日制市民」であると述べたし(篠原 1971)、オッフェは市場の交換過程に入らない「脱商品化」した人々こそが社会運動の担い手となると主張した(Offe 1972)。そうだとすれば、ベーシック・インカムは必然的に人々を政治へと向かわせることはないが、就業を促進するよりはその可能性を高める、と言うことはできるかもしれない。換言すれば、ベーシック・インカムの無条件性が逆説的にも人々に政治的シティズンシップを「使命」として引き受けさせる可能性があると言えるのではないだろうか。²⁴

結論

本稿では、シティズンシップについて、主に権利と義務の観点から概念整理を行った上で（第一節）、近年の福祉国家改革原理についてシティズンシップの観点からの整理を試みるとともに（第二節）、その中でも中心的な原理となつて いるアクティベーションについて、これを乗り越えるシティズンシップの展望を「多様な互恵性」に求めた。それは、義務の要素自体は承認するものの、一方で無償ケア活動の義務を承認するとともに、他方で政治的シティズンシップの能動化を図るようなシティズンシップのあり方である。このようなシティズンシップの実現のためには、福祉そのものの民主化と政治的シティズンシップの能動化を支援する福祉とが必要になるであろう（第三節）。

念のために述べておけば、私は就労そのものの意義を否定しているわけではない。ただし、その意義が他の社会・政治活動に比して強調されすぎるならば、シティズンシップの観点から問題があると主張しているのである。また、一点のみ付言しておけば、就労を支援し、場合によつてはそれを義務として構成するのであれば、単に「働く者食うべからず」の規範を強調するのではなく、ガットマン／トンブソンの「公正なワークフェア」論のように、適切な就労条件を整備することが伴わなければならない。そうでなければ、埋橋孝文（2006：9-10）が指摘するように、「効果が一時的なものにとどまるか、あくまで『強制』の域を出ない」ことになるであろう。もちろん本稿には、不十分な点も多く存在する。とりわけ、ワークフェアとアクティベーションの多様性を十分に理解して記述できているとは言い難い。H・ディーンは、ワークフェアも含めた四つの類型を提出しているし

(Dean 2004)、各国における具体的な政策の展開についての研究も存在しつゝある (Jopdemel and Trickey eds. 2001)。これらも踏まえつつ、理論的な観点から何が言えるのかといった点について、さらに詰めて検討する必要があるだろう。また、シティズンシップの整理についても、権利と義務との二分法であるよりも、説得的に整理できているのか、という問題がある。実際、「アクティイブな政治的シティズンシップ」については、義務と権利との関係をどのように理解すればよいか、十分に詰め切る」とができない。トランティイは、様々なシティズンシップ論を、「権利」と「義務」に「参加」と「アイデンティティ」を加えた四つの要素によって区別する」と提案している (Delanty 2000: 9-10=2004: 20-21)。本稿の観点からは、「参加」と権利ないし義務との関係をどのように考えるかが重要であると想われる。トランティイ自身は、本稿で語る「アクティイブな政治的シティズンシップ」を、「権利」や「義務」ではなく、「参加」の要素で捉えてくる。しかし、権利ないし義務と参加とは排他的ではないだろう。参加は権利としても、義務としても、概念構成され得る。これらについては、今後の検討課題とさせていただきたい。

注

*本稿は、社会政策学会第百十一回大会共通論題「社会政策における福祉と就労」（1100五年10月九日 於北海道大学）における私の報告ペーパー「就労・福祉・シティズンシップ」を加筆修正し、表題を変更したものである。同報告ペーパーの要約版は、既に社会政策学会編『社会政策学会誌第十六号 社会政策における福祉と就労』法律文化社、1100六年に、「就労・福祉・シティズンシップ——福祉改革の時代における市民像」というタイトルの論文として掲載されている。ただし、同論文は、文字通りの「要約版」であり、紙幅の関係で、元の報告ペーパーの分量をおよそ半分の分量にまで圧縮せざるを得なかつた。そこで、社会政策学会誌編集委員会の許可を得て、いよいよ本稿を「完全版」として公表する次第である。

なお、本稿の内容は、上記社会政策学会大会ののち、成均館大学社会科学部（韓国）と名古屋大学大学院法学研究科による第三回日韓学術シンポジウム（2005年10月、於名古屋大学）においても報告している。同シンポジウムは、北住炯一教授の尽力によって、企画・運営され、両大学の学術交流の進展に寄与するものであつたことを付言しておきたい。

（1）一九九〇年代以前と以後との違いについては、田村（2004a）で概略的に述べた。

（2）シティズンシップと「国民」「国境」との関係も重要な論点であるが、本稿では、第三節（1）②¹⁰、関連する問題に若干触れるにとどまる。

（3）ただし、「公（public）」を「共通性」の位相のみで捉えるべきではない。齊藤（2000）、田村（2003; 2005）などを参照。

（4）日本での例として、塙野谷（2001）、塙野谷・鈴村・後藤編（2004）も、そのような試みの一例と言える。

（5）宮本（2004a）では、主として、「ワーカフェア」を「労働力拘束モデル」、「アクティベーション」を「人的資本開発モデル」と呼んでいるが、本稿では、「ワーカフェア」および「アクティベーション」を統一する。

（6）ただし、義務とりわけ就労の義務の重視は、純粹に「新しい」現象というわけではない。例えば、ホワイト（White 2004）は、そもそもイギリスの社会民主主義の伝統は、ティトマスを例外として、生産活動への意欲・従事を重視していくと主張している。

（7）ベーシック・インカムとシティズンシップとの関係については、田村（近刊）でより詳しく述べるので参照されたい。

（8）平等主義へのコミットメントが弱い場合は、ベーシック・インカムよりも、「負の所得税」を支持すると思われる。

（9）この比喩は、P・ファンパライス（Van Parjis 1995）による。

（10）例えば、Jordan（1992）、Loftager（1996）、Offe（1997: 102）などを参照。おりとか、この期待・想定の現実化は必然的とは言えな

¹⁰ 田村（2004a: 51f; 近刊）を参照。

シティ즌シップと福祉改革（田村）

- (11) ただし、ベースック・インカムのものは、就労を否定するのではなく。それは、あくまでも、就労と所得との関係を「部分的」
にして離すのみである。
- (12) 現時点の私には、右派リバタリアニズムを詳細に検討する準備がやましくなったぬやある。他日を期したる。
- (13) むしろ、左派の側で負の所得税の修正版が検討されている。新川（2004: 206ff）、Hemerijck (2000: 150ff)などを参照。
- (14) ギデンズ自身、センのケイパビリティ概念に肯定的に言及している (Giddens 2000: 87-88=2003: 100)。なお、人的資本とケイ
パビリティとの関係については、近藤康史氏（筑波大学）との会話からも示唆を得ている。
- (15) セン自身はリストの具体化を拒否している。
- (16) ただし、次節でも述べるように、「新しき社会民主主義」が権利と責任の「契約」のタームで捉えられるか、それとも責任の強調は実はきわめて個人主義的な観点からのものであると主張する論調の存在する (Dean 2004: 192; Fitzpatrick 2003: chap. 2; see also Gerhard, Klijn and Lewis 2002)。
- (17) リの部分は、立場論 (2004: 90) の議論から示唆を得ている。田村 (2004a: 53-54) では、立場の議論をかなり肯定的に参考
していくが、現在でも共感するところは少なくない。ただし、現時点での私は、やや少し互恵性や義務それ自体の正当化可能性を
探求したいと考えてこの。
- (18) これは、「統治性 (governmentality)」の議論が示唆するといふのである。
- (19) 以下の整理は、フィッツバトリックの記述の中から、本稿の觀点から重要な思われる箇所を再構成したるものであり、彼自身の
「多様な互恵性」についての叙述を正確に反映しているわけではない。とりわけ、責任と権力の関係として論じば、本稿では捨
象してしまっている。
- (20) C・オーフェが——ギデンズとは対照的に——労働市場からの離脱を「責任ある行為」と述べているのむ、リのもう一つの理由は
基づくものと思われる。リのほとりこいせ、田村 (2002: 207-208) を参照。

- 説
(21) ハリーバードのシティズンシップ論について、田村（2006a）が検討している。
(22) 田村（2006b）によると、本文で取り上げたよなシティズンシップの研究動向をジェンダー平等の分析枠組として用いて、日本の「男女共同参画社会」形成の政策について分析している。
(23) なお、私は、「政治」には、「ローマニケーション」や「競争」だけではなく、「集合的な問題解決」という局面が不可欠だと考えてくる。もちろん、この「問題解決」は議会での意思決定——これは通常の政治学の考え方——に限られない。田村（2004b; 2005）を参照。

(24) 念頭にあらねのは、ハイツバトリックの次のよへな主張である。「ホワイットは平等主義的な互酬性にコマッスルにおいて、この文脈のなかに無条件のベーシック・インカムを導入しようとするが、私はむしろこの文脈を修正したい。基本的に無条件の権利を導入するといふより、平等な自由主義社会のなかに協同的で互酬的な活動が次々と行われるよべな空間を築きたるのである。」（Fitzpatrick 1999: 66=2005: 78）

〈参考文献〉

（邦訳を参考して記す。訳文を記す）
の場合がある

- Andersen, Jørgen Goul (2003) "Citizenship Politics: Activation, Welfare and Employment in Denmark," a paper presented at the Conference *Social Governance in the Global Era - Beyond 20th Century's Social Democracy*, Hokkaido University, Sapporo, Oct. 14-17, 2003.
- Beiner, Ronald ed. (1995) *Theorizing Citizenship*, State University of New York Press.
- Bussemaker, Jet (1999) "Introduction: The Challenges of Citizenship in Late Twentieth-Century Societies," in Bussemaker ed., *Citizenship and Welfare State Reform in Europe*, Routledge.
- Bussemaker, Jet and Voet, Rian (1998) "Citizenship and Gender: Theoretical Approaches and Historical Legacies," *Critical Social Policy*, vol.

Dean Hartley (2004) "The Implications of Third Way Social Policy for Inequality, Social Cohesion, and Citizenship," Lewis and Surender eds. (2004).

Delanty, Gerard (2000=2004) *Citizenship in a Global Age: Society, Culture, Politics*, Open University Press. (佐藤康行訳「グローバル時代のハト・ヘドハーハト——新しさ社会理論の批判」日本経済図書社)

Esping-Andersen, Gøsta (1990=2001) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press. (岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と実践』ミネルバ書房)

Fitzpatrick, Tony (1999=2005) *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan. (福井正和・朝地英明訳「自由と安全——マーケット・ベニタスと論争」森画廊)

Fitzpatrick, Tony (2001) *Welfare Theory: An Introduction*, Palgrave.

Fitzpatrick, Tony (2003) *After the New Social Democracy: Social Welfare for the Twenty-First Century*, Manchester University Press.

Fraser, Nancy (1997=2003) *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, Routledge. (吉田昌彦訳『中断された正義——「ポスト社会主義」条件をめぐる批判的論議』獨特の木書房)

Gerhard, Ute, Knijn, Trudie and Lewis, Jane (2002). "Contractualization," in Hobson, Lewis and Siim eds. (2002).

Giddens, Anthony (1998=1999) *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity Press. (岩波謹光訳「第三の道——効率化された新たな正義」日本経済図書社)

Giddens, Anthony (2000=2003) *The Third Way and Its Critics*, Polity Press. (寺林哲也・十三國訳『第三の道への批判』晃洋書房)

Goodin, Robert E. (2001) "Work and Welfare: Towards a Post-productivist Welfare Regime," *British Journal of Political Science*, vol. 31, no. 1.

Gutmann, Amy and Thompson, Dennis (1996) *Democracy and Disagreement: Why Moral Conflict can not be Avoided in Politics, and What should*

be Done about It, The Belknap Press.

Habermas, Jürgen (1985=1995) *Die Neue Universalitätlichkeit*, Suhrkamp (原書「信義と公的透明性」「新たな不透明性」松葉社)

Habermas, Jürgen (1995) "Citizenship and National Identity: Some Reflections on the Future of Europe," in Beiner ed. (1995).

畠本裕介 (2004) 「トーナメントの運営政策とその批判——『社会的重視』」「社会政策研究」第四回。

Heater, Derek (1999=2002) *What is Citizenship?*, Polity Press. (田中俊郎・関根政美訳「市民権とは何か」新波書店)

Hemerijck, Anton (2000) "Prospects for Basic Income in an Age of Inactivity?", in Van der Veen, Rovert and Groot, Loek eds. *Basic Income on the Agenda: Policy Objectives and Political Chances*, Amsterdam University Press.

Hobson, Barbara ed. (2002) *Making Men into Fathers: Men, Masculinities and the Social Politics in Fatherhood*, Cambridge University Press.

Hobson, Barbara and Lister, Ruth (2002) "Citizenship," in Hobson, Lewis and Siim eds. (2002).

Hobson, Barbara, Lewis, Jane and Siim, Birte eds. (2002) *Contested Concepts in Gender and Social Politics*, Edward Elgar.

伊藤周平 (1996) 「憲法國家への市民権——法社会学的アプローチ」法政大学出版局。

Janoski, Thomas (1998) *Citizenship and Civil Society: A Framework of Rights and Obligations in Liberal, Traditional, and Social Democratic Regimes*, Cambridge University Press.

Jordan, Bill (1992) "Basic Income and the Common Good," in Van Parijs, Philippe ed. (1992) *Arguing for Basic Income: Ethical foundations for Radical Reform*, Verso.

菊池理央 (2003) 「政治の力で社会を変える「兼ねた週」」風行社。

近藤康史 (2001) 「左派の挑戦——理論的刷新からリバーアイバーへ」木曜社。

ロースガード、クリストファー・ヒル、寺田俊郎・三谷尚澄・後藤正英・竹山重光訳「義務とアイデンティティの倫理学——規範性の源泉」新波書店。

シティ즌シップと福祉改革（田村）

- Kymlicka, Will and Norman, Wayne (1995) "Return of the Citizen: A Survey of Recent Work on Citizenship Theory," in Beiner ed. (1995).
- Lewis, Jane (2001) "The Decline of the Male Breadwinner Model: Implications for Work and Care," *Social Politics*, vol. 8, no. 2.
- Lewis, Jane (2002) "The Problem of Fathers: Policy and Behavior in Britain," in Hobson ed. (2002).
- Lewis, Jane and Surender, Rebecca eds. (2004) *Welfare State Change: Towards a Third Way?*, Oxford University Press.
- Lister, Ruth (2003) *Citizenship: Feminist Perspectives*, 2nd ed., New York University Press.
- Ljødemel, Ivar and Trickey, Heather (2001) "A New Contract for Social Assistance," in Ljødemel and Trickey eds. (2001).
- Ljødemel, Ivar and Trickey, Heather eds. (2001) '*An Offer You Can't Refuse': Welfare in International Perspective*, The Policy Press.
- Loftager, John (1996) "Citizens' Income," in Eriksen, Erik Oddvar and Loftager, John eds., *The Rationality of the Welfare State*, Scandinavian University Press.
- Marshall, T. H. and Bottomore, Tom (1992=1993) *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (邦訳 岩松・奥村 譲郎訳『市民と階級』、岩波新書)
- Mead, Laurence M. (1986) *Beyond Entitlement: The Social Obligations of Citizenship*, The Free Press.
- 岡本太郎 (2004a) 「憲法・憲法・ハーフマニア——憲法国家再編をめぐる新「二枚目論」」堀野裕・鈴木・惣裁編 (2004)°
- 岡本太郎 (2004b) 「社会的包摶くらうのトーロー——憲法國家の所得保障の再編」『現代政治思想』1100回刊11回目°
- 岡本太郎 (2004c) 「ハーフマニア改憲への反響——新「二枚目論」」『海外社会政策研究』第1回刊印°
- Miyamoto, Taro (2003) "Strategies for Social Inclusion: Activation, Workfare and Basic Income," a paper presented at the Conference *Social Governance in the Global Era - Beyond 20th Century's Social Democracy*, Hokkaido University, Sapporo, Oct. 14-17, 2003.
- Offe, Claus (1972) *Strukturprobleme des kapitalistischen Staates*, Suhrkamp.
- Offe, Claus (1997) "Towards a New Equilibrium of Citizens' Rights and Economic Resources?," in OECD ed., *The Globalising Economy*, OECD

訳

Publishers.

岡野八代 (2003) 「ハト・イバハッパの政治学——国民・国家主義批判」白螺社。

小沢修司 (2002) 「福祉社会と社会保障改革——ベーシック・インカム構想の新地平」 壱智出版。

小沢修司 (2004) 「マーシック・インカム構想と新しい社会政策の可能性」 社会政策学会編 (2004)°

Pierson, Paul (1994) *Dismantling the Welfare State?: Reagan, Thatcher and the Politics of Retrenchment*, Cambridge University Press.

Pierson, Paul ed. (2001) *The New Politics of the Welfare State*, Oxford University Press.

Rosdahl, Anders and Weisse, Hanne (2001) "When All Must be Active: Workfare in Denmark," in Lødemel and Trickey eds. (2001).

齋藤寛一 (2000) 「公共性」 浦波書店°

齋藤寛一 (2004a) 「社会的連帯の変容と再生」 齋藤編著 (2004)°

齋藤寛一 (2004b) 「社会的連帯の理由をめぐる」 齋藤編著 (2004)°

齋藤寛一 編著 (2004) 「講座・福祉国家の今へ」 福祉国家／社会的連帯の理由」 ハーヴェルカナ書房°

Sen, Amartya (1992) *Inequality Reexamined*, Harvard University Press. (池本耕生・野上裕生・佐藤仁訳)「不平等の再検討——潜在能力と

皿田』 北波書店)

新川敏光 (2004) 「福祉国家の改革原則——生産主義から脱生産主義へ」 塩野谷・鈴村・後藤編 (2004)°

塩野谷祐一 (2002) 『経済と倫理——福祉国家の哲学』 東京大学出版会°

塩野谷祐一・鈴村興太郎・後藤玲子編 (2004) 「福祉の公共哲学」 東京大学出版会°

社会政策学会編 (2004) 『社会政策学会誌第十一号 新しい社会政策の構想——二〇世紀的前提を問う』 法律文化社。

武川正吾 (2000) 「市民権の構造転換——二つの素描」 大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編著「福祉国家への視座——播磨の

かみ野津謙く」 ハーヴェルカナ書房°

シティズンシップと福祉改革（田村）

- 武川正吾（2004）「[新しい社会政策の構想]」に寄せて——第一〇六回大会の前と後」社会政策学会編（2004）。
- 武川正吾・宮本太郎・小沢修司（2004）「座談会 ワークフェアとベーシック・インカム——福祉国家における新しい対立軸」『海外社会保障研究』第一四七号。
- 田村哲樹（2002）「クラウス・オツフュの政治理論——「制御の不可能性」から「制御の可能性」へ」日本政治学会編『日本政治学会年報』10011年 110世紀のドイツ政治理論』岩波書店。
- 田村哲樹（2003）「現代政治理論と公／私区分——境界線の領域横断化」『名古屋大学法政論集』第一九五号。
- 田村哲樹（2004a）「熟議民主主義とベーシック・インカム——福祉国家「以後」の【公共性】という観点から」『早稲田政治経済学雑誌』第三五七号。
- 田村哲樹（2004b）「民主主義の新しい可能性——熟議民主主義の多元的深化に向かって」畠山敏夫・丸山仁編著『現代政治のバーベケティフ——欧洲の経験に学ぶ』法律文化社。
- 田村哲樹（2005）「ハムニズムは公／私区分を必要とするのか？」『政治思想研究』第五号。
- 田村哲樹（2006a）「ハムニズム教育——同一性と差異の間で」シティズンシップ研究会編『シティズンシップの教育学』晃洋書房。
- 田村哲樹（2006b）「ハムナー平等・言説戦略・制度改革——日本の「男女共同参画社会」政策の展開を事例として」宮本太郎編『比較福祉政治——制度転換のアクターと戦略』早稻田大学出版部。
- 田村哲樹（近刊）「シティズンシップ論とベーシック・インカム」武川正吾編『シティズンシップ論の展開とベーシックインカムの可能性』（仮題）法律文化社。
- 立石真也（2004）「西田の平等——簡単で別の姿の世界」岩波書店。
- Turner, Bryan S. (1993) "Contemporary Problems in the Theory of Citizenship," in Turner, Bryan S. ed., *Citizenship and Social Theory*, Sage

Publications.

Turner, Bryan S. (2001) "The Erosion of Citizenship," *British Journal of Sociology*, vol. 52, no. 2.

翻
埋橋泰文 (2006) 「福祉と就労をめぐる社会政策の国際的動向——Making Work Pay 政策に関する独立構図を中心とした」 社会政策学
会編『社会政策学会誌第十六号 社会政策における福祉と就労』 法律文化社。

Van Parijs, Philippe (1995) *Real Freedom for All: What (if anything) can Justify Capitalism?*, Oxford University Press.

Van Parijs, Philippe (2006) "Basic Income: A Simple and Powerful Idea for the Twenty-First Century," in Wright, Erik O. ed., *Redesigning Distribution: Basic Income and Stakeholder Grants as Alternative Cornerstones for a More Egalitarian Capitalism*, Verso.

Waldron, Jeremy (1993) *Liberal Rights: Collected Papers 1981 - 1991*, Cambridge University Press.

White, Stuart (2003) *The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*, Oxford University Press.

White, Stuart (2004) "Welfare Philosophy and the Third Way", in Lewis and Surender eds. (2004).

山森 亮 (2004) 「辨非・排除・政策構想——基本所得をめぐる」 斎藤謙 (2004)°

山崎 雄 (2005) 「時局翻弄されるハイブンシップ——政治共同体の変容」 『時潮』 第九七四四°